

報告第8号

専決処分の報告について（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年8月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 


提案理由

物損事故による和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専 決 処 分 書

物損事故による和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月17日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和元年6月6日 午前9時33分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | つくばみらい市富士見ヶ丘3-14（かえる公園）地先 |
| 3 | 和解の相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | 職員が乗用の草刈り機で公園内を除草している際、道路に停車している車（相手）に飛び石で傷をつけた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 108,006円 |
| 6 | 市の過失割合 | 100% |